

八街市生活応援商品券取扱加盟店舗募集要領

1 発行の目的

本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、「八街市生活応援商品券」を発行することにより、エネルギー及び食料品等の物価高騰の影響を受けている市民等の支援を行うことを目的とする。

2 商品券の発行

- (1) 名称 : 八街市生活応援商品券 (以下「商品券」という)
- (2) 発行者 : 八街市
- (3) 発行総額 : 199,233,000円
- (4) 発行冊数 : 66,411冊
- (5) 商品券の種類 : 全店舗共通券 500円券
- (6) 1冊あたりの構成内容 : 1冊3,000円分とし、500円券6枚で構成するものとする。
- (7) 配布対象者 : 令和8年1月1日の住民基本台帳に記載のある八街市内在住者全員を対象とする。
- (8) 使用期間 : 令和8年5月13日(水)から令和8年9月30日(水)

3 商品券の使用対象外となるもの

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- (2) 金、プラチナ、銀、商品券、ビール券、図書券、旅行券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性が高いものの購入
- (3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 宝くじの購入
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入商品等の購入
- (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に係る支払い
- (9) 地域経済の振興に直接的に資することが想定しがたい国や地方公共団体への支払い
- (10) 社会保障制度(医療や介護等)の一部負担金
- (11) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が令和8年10月1日(木)以降となるもの
- (12) 商品券発行の趣旨にそぐわないもの

4 商品券取扱加盟店舗となるための要件

(1) 店舗・事業所の要件

八街市内で小売業・飲食業・各種サービス業等を営む店舗・事業所及び市内を運行する移動スーパー
※申込日において既に営業を開始していること。

(2) 申込者

八街市内の店舗・事業所の事業者及び市内を運行する移動スーパーの事業者（代表者または店舗・事業所の責任者）ただし、次に該当する事業者を除く。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関わる法律第 2 条各項に規定する営業を行うもの
- 2 特定の宗教若しくは政治団体と関わる事業又は公序良俗に反する事業を行うもの
- 3 八街市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と関係をするもの

5 商品券取扱加盟店舗の責務等

商品券取扱加盟店舗は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 商品券使用期間中（令和 8 年 5 月 1 3 日（水）から令和 8 年 9 月 3 0 日（水）まで）は商品券取扱加盟店舗として事業に参加し、やむを得ない事情がない限り途中辞退をしないこと。やむを得ず途中で辞退する場合は、速やかに「八街市生活応援商品券事業コールセンター」に連絡すること。
※コールセンターは令和 8 年 4 月 1 日（水）より稼働いたします。
- (2) 消費者が商品券取扱加盟店であることが分かるように、商品券取扱加盟店舗登録後に送付する「加盟店舗用ステッカー」を店頭に掲示すること。
- (3) 消費者が利用期間中に商品券を持参した場合は、見本券と照合し、偽造されたものでないかの確認をすること。（偽造に対して市は責を負いません。）
- (4) 商品券の使用期間を過ぎた会計、「3 商品券の使用対象外となるもの」に係る会計には商品券を使用させないこと。また、現金との引き換えには応じないこと。また、5 0 0 円未満の会計に対し、おつりは出さないこと。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがある時は、使用を拒否するとともに速やかに「八街市生活応援商品券事業コールセンター」に報告すること。
- (6) 商品券の交換・譲渡・売買・再利用・偽造・悪用は行わないこと。
- (7) 支払いの一部に商品券を使用した場合、残金は消費者から現金やクレジットカード等で受け取ること。

6 商品券取扱加盟店舗の募集

商品券取扱加盟店舗を次のとおり募集します。

商品券取扱加盟店舗となることを希望する事業者は「八街市生活応援商品券ホームページ」（下記 QR コード）

（<https://yachimata-seikatsuouen.com/>）から「取扱店舗登録」に必要事項をご入力してください。

複数店舗の登録を希望する場合には、店舗ごとに申込が必要です。

【八街市生活応援商品券ホームページ】



=ご案内=

申込があった店舗について、市が営業実態を把握した上で、商品券取扱加盟店舗として登録を行います。営業実態の把握の際に、市役所職員がお伺いする場合があります。

※登録申込書様式・募集要領は「八街市生活応援商品券ホームページ」、または八街商工会議所で配布します。

(1) 受付期間

【1次募集】令和8年3月5日(木)から令和8年3月19日(木)17:00まで

【2次募集】令和8年3月19日(木)17:00以降随時

※1次募集の期間内に申し込みを行い、市が商品券取扱加盟店舗に登録した場合は、「八街市生活応援商品券ホームページ」に店舗名等を掲載します。また、商品券の利用方法を記載した「商品券ご利用ガイド」(市民向けパンフレット)に店舗名等を掲載し配布します。

2次募集でお申込みの場合は、ホームページ等に店舗名等を掲載しますが、「商品券ご利用ガイド」に店舗名等の掲載は行いません。あらかじめご了承ください。

(2) 申込方法

お申し込みは上記の「6 商品券取扱加盟店舗の募集」に記載した「八街市生活応援商品券ホームページ」から行ってください。

今回の加盟店舗募集期間は短期間になっております。郵便の遅延等の事情でも、3月19日(木)17:00までにお申込書が未着の場合は「商品券ご利用ガイド」(市民向けパンフレット)に店舗名が記載されません。「八街市生活応援商品券ホームページ」から「取扱店舗登録」でのお申し込みのご協力をお願いいたします。

●「八街市生活応援商品券ホームページ」をご覧になるインターネット環境が無い場合

インターネットでのお申し込みができない場合に限り、郵送で申し込むことができます。

※郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残るものを推奨します。申込にかかる郵送費用は申込者の負担となります。

※郵便事情により3月19日(木)17:00までにお申込書が未着の場合は「商品券ご利用ガイド」に店舗名等は掲載されません。「八街市生活応援商品券ホームページ」のみの掲載になります。あらかじめご了承ください。

【3月中のお申込書送付先】

〒289-1115 八街市八街ほ 224 番地 八街商工会議所 宛

【4月1日～9月30日までのお申込書送付先】

〒260-0013 千葉市中央区中央 3-3-8 日進センタービル 6 階

近畿日本ツーリスト(株) 千葉支店内 「八街生活応援商品券事業コールセンター」宛

(3) 商品券取扱加盟店登録証の発行及び物資等の送付

商品券取扱加盟店として市が承認した場合は、商品券取扱加盟店登録証を発行します。

また、4月下旬頃から順次「マニュアル」、「商品券回収キット」、「ポスター」、「ステッカー」、「見本商品券」をお送りします。2次募集で承認された店舗へは、市の承認後に順次発送いたします。

7 換金請求について

利用者から回収した商品券と換金請求書を「商品券回収キット」を使用して「八街生活応援商品券事業換金請求部門」にお送りいただくことで換金することができます。

(1) 換金請求期間※請求書等到着日換算

令和8年5月13日(水)から令和8年10月30日(金)(消印有効)まで

※換金請求期間を過ぎると、いかなる理由があっても換金を行うことはできません。

※商品券が破損している場合は、破損の度合いを「八街生活応援商品券事業コールセンター」へご連絡ください。

破損レベルによっては換金できかねますのでご注意ください。

(2) 換金請求回数

1店舗あたりの換金請求回数の上限は月2回までです。月2回を超える請求は行うことができませんので、

最後の請求は商品券使用期間終了後に商品券請求枚数が確定してから行ってください。

(3) 換金請求方法

本事業に係る換金事務は「八街生活応援商品券事業換金請求部門」で行います。商品券取扱加盟店に送付する「商品券回収キット」に同封のレターパックを使用し、郵送で下記住所宛てにお送りください。

郵送先：〒347-0107 埼玉県加須市正能 18-8

近鉄ロジスティックス 『八街生活応援商品券事業換金請求部門』宛

※換金請求時は、使用済み商品券を「商品券回収キット」に同梱の「換金請求書」と一緒にお送りください。

※大型店舗の場合は宅配便の着払い伝票を同梱します。換金請求部門で商品券の枚数を確認後、記載された口座に振り込みます。振込手数料や換金手数料はかかりません。振込予定日などの詳細は、4月末に送付するマニュアルをご覧ください。

8 その他留意事項

本要領に記載されていない事項は、下記までお問い合わせください。

【令和8年3月31日(火)まで】

八街市役所 経済環境部 商工観光課

☎043-443-1405 受付時間 09:00~17:00 (土・日・祝休日を除く)

【令和8年4月1日(水)～令和8年10月30日(金)】

八街生活応援商品券事業コールセンター

(八街市が業務を委託している近畿日本ツーリスト(株)千葉支店内)

☎043-227-5511 受付時間 09:00~17:00 (土・日・祝休日を除く)

附則この要領は、令和8年3月4日から施行する。